



# 山形県公報

平成26年10月28日（火）  
第2592号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1173
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………（空港港湾課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1174

## 告 示

### 山形県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年10月28日から同年11月10日まで縦覧に供する。

平成26年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字月山堂882番1から  
同 896番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月29日

### 山形県告示第921号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡最上町大字富澤地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年9月10日から同年12月12日まで
- 3 作業の種類  
基準点測量

## 公 告

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地  
(1) 名 称 山形県ふるさと交流広場

- (2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成26年10月28日（火）から同年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県県土整備部空港港湾課空港担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349
- ロ 山形空港事務所  
郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話番号0237(48)1313  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成26年11月11日（火）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年11月28日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)のイに掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 鼠ヶ関マリーナ
- (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

## 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年10月28日（火）から同年11月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
  - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年11月11日（火）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年11月28日（金）までに到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成26年10月28日印刷  
平成26年10月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056